

静岡県公安委員会規則第4号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月18日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(デジタル企画課の所掌事務)</p> <p>第19条の2 デジタル企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>情報システムの運用に関すること（犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務を除く。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p>第24条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 次のアからエまでに掲げる物質等の運搬の届出に関すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第6条第19項</u>に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。）</p> <p>(14)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域課の所掌事務)</p> <p>第27条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 雑踏警備に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> <p>(捜査支援分析課の所掌事務)</p> <p>第35条の2 捜査支援分析課においては、次の</p> | <p>(デジタル企画課の所掌事務)</p> <p>第19条の2 デジタル企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>情報システムの運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p>第24条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 次のアからエまでに掲げる物質等の運搬の届出に関すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第6条第21項</u>に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。）</p> <p>(14)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域課の所掌事務)</p> <p>第27条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)～(9)</u> (略)</p> <p>(捜査支援分析課の所掌事務)</p> <p>第35条の2 捜査支援分析課においては、次の</p> |

事務をつかさどる。

(1) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること（鑑識課の所掌に属するものを除く。）。

(2) (略)

(3) 情報システムの運用に関すること（犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務に限る。）。

(4) (略)

(組織犯罪対策課の所掌事務)

第39条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定による暴力団の指定に関すること。

(4) 組織犯罪対策局内の他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。

(5)～(10) (略)

(捜査第四課の所掌事務)

第40条 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(交通指導課の所掌事務)

第45条 (略)

2 交通捜査室においては、前項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。

事務をつかさどる。

(1) 犯罪捜査に必要な情報の収集、分析、照会その他犯罪捜査の支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) 犯罪手口に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(組織犯罪対策課の所掌事務)

第39条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること（捜査第四課の所掌に属するものを除く。）。

(4)～(9) (略)

(捜査第四課の所掌事務)

第40条 捜査第四課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関すること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(交通指導課の所掌事務)

第45条 (略)

2 交通捜査室においては、前項第1号に掲げる事務のうち重大又は特異なものに関する事務並びに同項第3号、第4号及び第6号に掲

(交通機動隊の所掌事務)

第49条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(警備部の分課)

第51条 (略)

2 (略)

3 外事課に、国際テロリズム対策室を置く。

(公安課の所掌事務)

第52条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる犯罪、警備実施に関連する犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること
(外事課の所掌に属するものを除く。)

ア～エ (略)

(4)～(8) (略)

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警備方針の策定及びその実施に関すること
(地域課の所掌に属するものを除

げる事務をつかさどる。

(交通機動隊の所掌事務)

第49条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 特定の地域における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通部長の命ずること。

(警備部の分課)

第51条 (略)

2 (略)

(公安課の所掌事務)

第52条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる犯罪、警備実施に関連する犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること。

ア～エ (略)

オ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪で国際的な平和及び安全の維持に係るもの

(4)～(8) (略)

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警備方針の策定及びその実施に関すること。

く。)

(2)～(10) (略)

2 警衛警護室においては、前項第6号及び第7号に掲げる事務をつかさどる。

(緊急事態対策課の所掌事務)

第55条 緊急事態対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務で静岡県警察の所掌に属するものに関すること。

(5)・(6) (略)

(外事課の所掌事務)

第56条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 第52条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

ウ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪で国際的な平和及び安全の維持に係るもの

(3) (略)

(4) 第52条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。

(5) (略)

(2) 雑踏警備に関すること。

(3)～(11) (略)

2 警衛警護室においては、前項第7号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。

(緊急事態対策課の所掌事務)

第55条 緊急事態対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務で静岡県警察の所掌に属するものに関すること（交通規制課の所掌に属するものを除く。）。

(5)・(6) (略)

(外事課の所掌事務)

第56条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

2 国際テロリズム対策室においては、前項第1号に掲げる事務のうちテロリズムに関する事務、同項第2号に掲げる事務のうち同号ア及びウに掲げる犯罪で外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関するものの取締りに関する事務、同号イに掲げる犯罪でテロリズムに関するものの取締りに関する事務並びに同項第3号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(警備指導官)

第66条 (略)

2 (略)

3 警備指導官は、命を受け、第53条第1項第4号及び第8号に掲げる事務についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

(機動警ら課の附置組織)

第72条 (略)

2 (略)

3 鉄道警察隊においては、第29条第2号に掲げる事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。

(4)・(5) (略)

(捜査支援分析課の附置組織)

第72条の2 (略)

2 照会センターにおいては、第35条の2第3号に掲げる事務をつかさどる。

(警備課の附置組織)

第73条の2 (略)

2 航空隊においては、第27条第5号に掲げる

(4) 前3号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

(警備指導官)

第66条 (略)

2 (略)

3 警備指導官は、命を受け、第53条第1項第2号、第5号及び第9号に掲げる事務についての専門的な調査及び研究並びに関係事務の指導を行う。

(機動警ら課の附置組織)

第72条 (略)

2 (略)

3 鉄道警察隊においては、第29条第2号に掲げる事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(捜査支援分析課の附置組織)

第72条の2 (略)

2 照会センターにおいては、第35条の2第1号に掲げる事務のうち情報システムによる照会の実施に関する事務をつかさどる。

(警備課の附置組織)

第73条の2 (略)

2 航空隊においては、第27条第5号に掲げる

事務のうち警察用航空機による警らの実施に関する事務、同条第7号に掲げる事務のうち水難、山岳遭難その他の事故における警察用航空機による捜索救助の実施に関する事務及び第53条第1項第9号に掲げる事務のうち警察用航空機による警察活動の実施に関する事務をつかさどる。

事務のうち警察用航空機による警らの実施に関する事務、同条第6号に掲げる事務のうち水難、山岳遭難その他の事故における警察用航空機による捜索救助の実施に関する事務及び第53条第1項第10号に掲げる事務のうち警察用航空機による警察活動の実施に関する事務をつかさどる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。